

プラスチック資源の 分け方と出し方

大仙市役所 生活環境課 廃棄物班

1. 分別のしかた

- ▶ プラスチック資源として出せるものは、プラスチックリサイクルマークの付いた「容器包装プラスチック」とマークの付いていない「プラスチック100%の製品」が対象です。

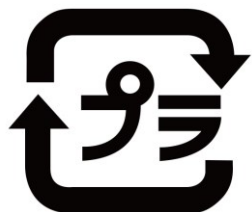


2. 容器包装プラスチック

容器包装プラスチック



商品を入れてあったもの（容器）や、包んであった（包装）プラスチック製のもの



このリサイクルマークが
容器包装プラスチックの目印

2. 容器包装プラスチック

- ▶ 色々な商品にプラスチックリサイクルマークがついているので、よく確認してください。

・容器包装のどの部分がプラスチックかを示しています。



・プラスチック部分の素材の種類を表示

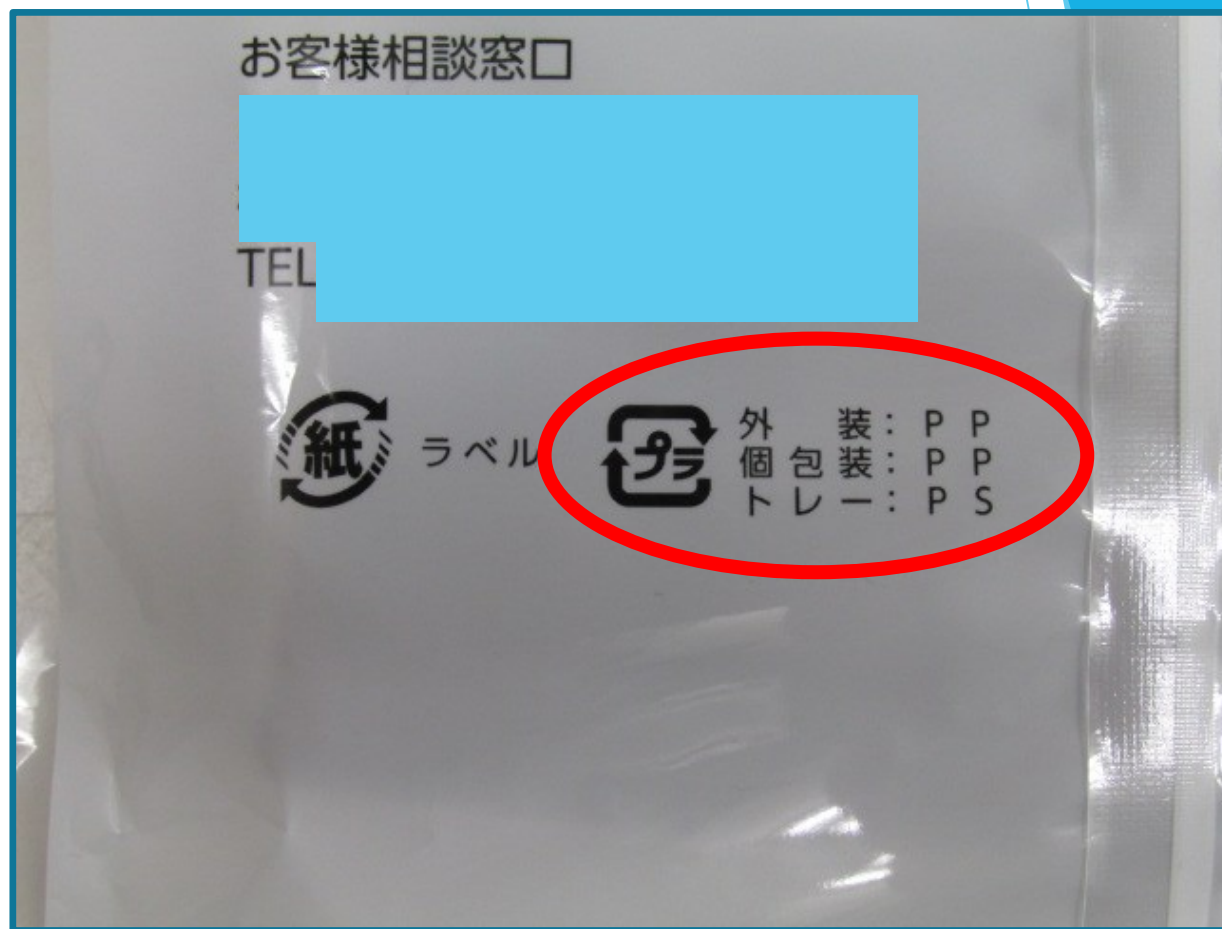
PP：ポリプロピレン

PS：ポリスチレン など

ボトル：PP
キャップ：PS

2. 容器包装プラスチック

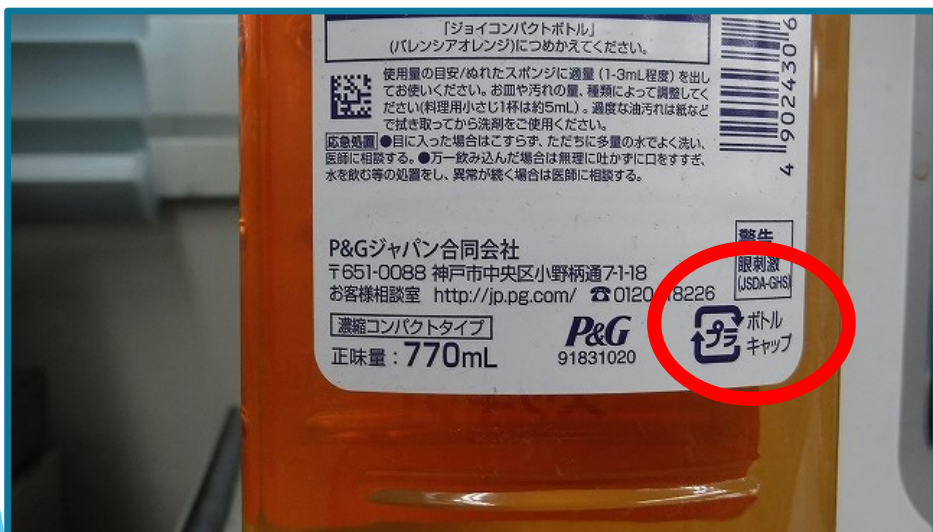
- ▶ 商品の裏面などでマークを確認して、プラスチック製の部分を分別してください。



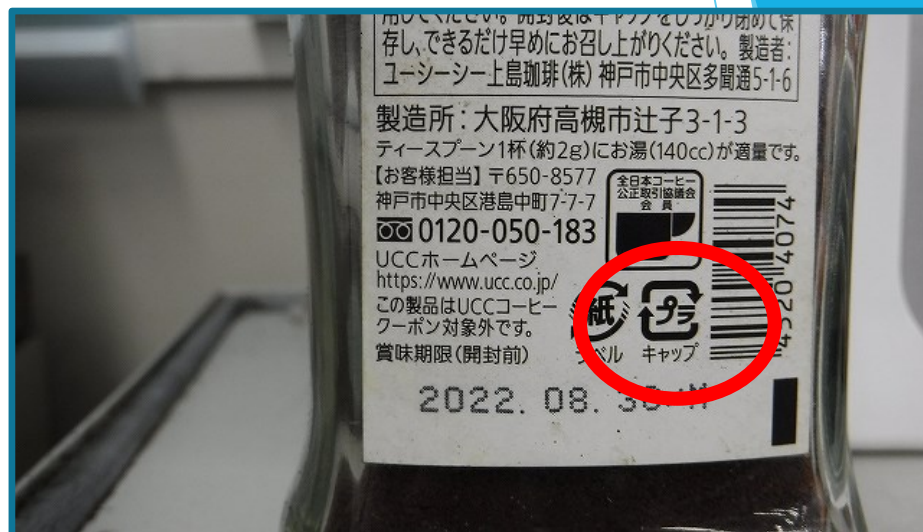
マークの表示で、
プラスチックの部分
を確認して分別

2. 容器包装プラスチック

▶ 分別表示の例



○台所用洗剤のボトル
ボトルとキャップがプラスチック



○インスタントコーヒーのびん
キャップがプラスチック

2. 容器包装プラスチック

- ▶ 紙の部分があるものは、取り除いてください



○このタイプのヨーグルトは、ふたとカップのまわりのラベルが紙です。

2. 容器包装プラスチック

- ▶ ラベルやシールは可能な範囲ではがしてください。

紙素材のラベルには、紙のリサイクルマークがついているので、できるだけはがしてください。



2. 容器包装プラスチック

- ▶ 汚れを落としてから捨ててください。

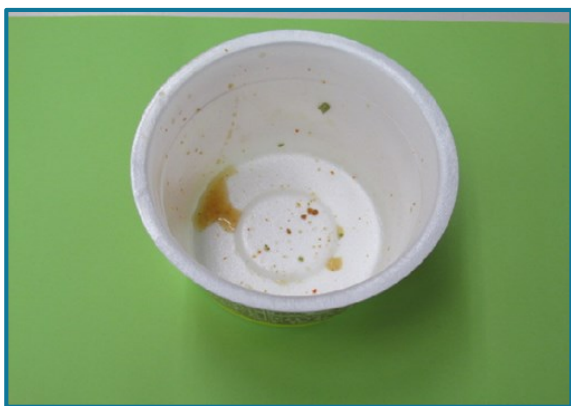


<チューブ類>

- ・ 中身を使いきって、水かお湯で軽くすすいでください。
- ・ 中身や固形物が残らないように。
(色は残っても可)
- ・ 歯みがきチューブは洗いにくい
ので、中身を使いきるだけで可。

2. 容器包装プラスチック

▶ 汚れを落としてから捨ててください。



<トレイ・カップ類>

- ・ 中身や固形物が残らないように、水かお湯で軽くすすいでください。（色は残っても可）
- ・ 洗剤を使って洗う必要はありません。
- ・ 油や臭い、汚れが落ちないものは「燃やせるごみ」へ。

3. 製品プラスチック

製品プラスチック



食器、玩具、文具、生活雑貨等の品目のうち、全てがプラスチック製であり、おおむね30 cm以内の製品。（汚れが付着している物は除く。）

- 金属やプラスチック以外の素材は取り除いて排出
- 乾電池を使用した製品は全て対象外

3. 製品プラスチック

- ▶ 製品プラスチックを出す際は、次のことに気を付けてください。
 - ・ 30センチ以上の大きいもの、長いもの等は細かく割る、切る。
 - ・ プラスチック素材以外の部分は全て取り除く。
(取り除くことができないものは出さない)
 - ・ 汚れの取れないものは、燃えるごみに。



4. プラスチック資源の出し方

- ▶ プラスチック資源専用の袋を使用し、袋に集積所番号または町内名と名前を記入してください。
- ▶ 容器包装プラスチックと製品プラスチックをまとめて同じ袋に入れて出してください。
- ▶ 隔週月2回の専用収集日に、普段使用している集積場
所に出してください。（収集日は、ごみカレンダーを
ご覧ください。）



4. プラスチック資源の出し方

- ▶ レジ袋などの小袋に入れてまとめず、直接、指定のごみ袋に入れてください。
- ▶ 小さくまとめるためにセロハンテープなどで巻かないでください。



5. 排出できないもの

回収できない品目について

以下のプラスチック製品は回収対象外となります。入れないようにご協力をお願いします。



最長辺が30cm
以上のもの



使用済
小型電子機器



感染のおそれ
あるもの



リチウムイオン電池や
ライター等

※リチウムイオン電池等の混入にご注意ください。
発火や火災につながります。

※簡単に汚れが落ちないものは燃やせるごみとして
ください。

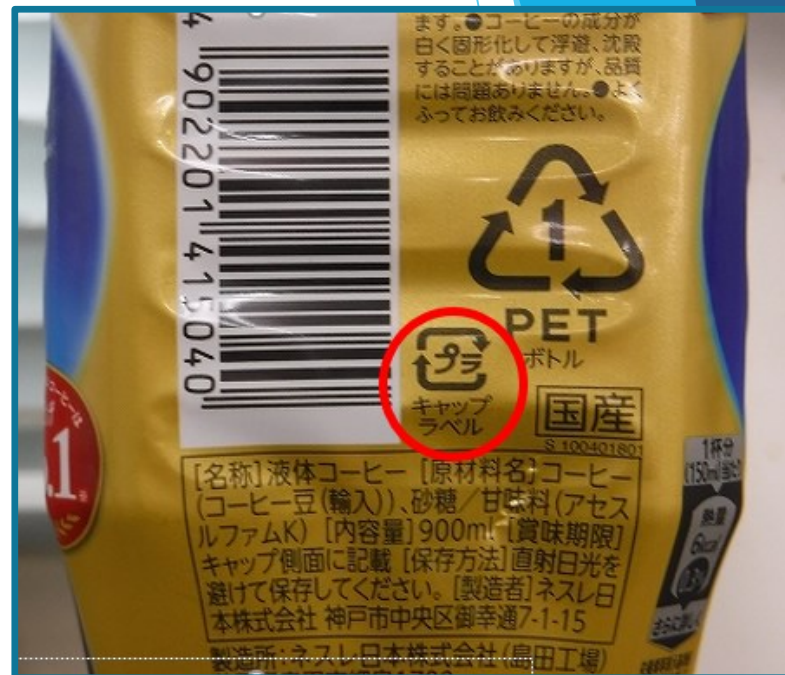
※ペットボトルは一括回収の対象には含まれません。

5. 排出できないもの

▶ ペットボトルの取扱いについて

- ・ ペットボトル本体はプラスチック資源収集の対象ではありません。
- ・ ラベル、キャップは容器包装プラスチックですので分別排出できます。

ペットボトル本体はこれまでどおりの分別方法での排出をお願いします



5. 排出できないもの

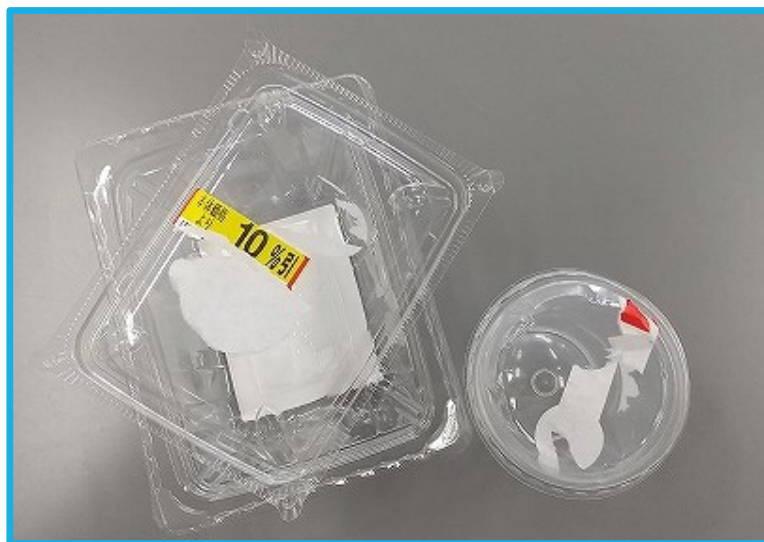
▶ その他の注意点

- ・ 建築用資材（塩ビ管やポリカ波板など）は、細かくしてもプラスチック資源に出すことはできません。（産業廃棄物）
- ・ 製品で素材が不明なもの（ゴム、シリコン、アクリルなど）は燃やせるごみへ出してください。
- ・ ビデオテープやカセットテープは磁気を帯びており 金属物と一緒に磁石で取り除かれてしまうため、燃やせるごみへ出してください。
- ・ プラスチック製のまな板は非常に硬く、機械の故障の原因となるので入れないでください。

6. よくある質問

▶ 値札やシールは剥がさなければならないですか？

A. きれいに剥がす必要はないですが、できる範囲で剥がしてください。（台紙が残っても大丈夫です）
紙リサイクルマークがある場合は、特に注意してください。



6. よくある質問

▶ リサイクルに向かないものはありますか。

A. 透明な食品トレイ、コンビニ弁当の透明なふた、卵のパック等は分類は容器包装プラスチックですが、多くはPET素材でできています。

大仙市が委託しているリサイクル事業者では異物となってしまうため、透明なトレイはスーパー等の店頭回収ボックスに入れるか、燃やせるごみに出してください。



6. よくある質問

- ▶ 燃やせるごみにプラスチック資源が入っていると回収されませんか？

A. 完全分別ではないので回収されますが、
できるだけ分別に御協力をお願いします。

